1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請開始（あてはまるものを1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものを全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものを全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報等に制度を記載	ウ．就学前期に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員・スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒へ案内を送付	コ．その他		ア．申請時を随時とし、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けたが、年度末から援助	ウ．随時申請を受け付けたが、翌年度から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請を希望する者にかかわらず、各学校に提出	オ．申請を希望する者にかかわらず、各教育委員会に提出	カ．申請を希望する者にかかわらず、各教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
20	28	21	14	7	7	12	23	27	0	0	3	3	1	2	24	0	1	1	15	4	8	0	0	0	2	2	4	0	5	13	1	0	8
岡山県	岡山市	○	○		○		○	○					○							○							○		○	○	○		
岡山県	倉敷市	○	○			○	○	○							○				○											○			
岡山県	津山市	○	○			○	○	○							○						○												
岡山県	玉野市	○	○		○	○	○	○							○						○							○	○				
岡山県	笠岡市	○	○	○				○							○						○									○			
岡山県	井原市	○			○	○	○	○							○				○											○			
岡山県	総社市	○		○			○	○							○					○								○	○	○		○	外国語や分かりやすい日本語版のお知らせを作成する。 ユニバーサルデザインであるUDフォントを使用。
岡山県	高梁市	○		○			○	○							○				○									○	○				
岡山県	新見市	○	○				○	○							○				○													○	市報への掲載を行っている。
岡山県	備前市	○	○		○	○	○	○							○				○											○			
岡山県	瀬戸内市	○	○				○	○			○	就学時健康診断の案内に就学援助制度の書類を同封			○					○					○	希望者が公民館(申請受付窓口)に提出				○			
岡山県	赤磐市	○	○				○	○							○						○									○			
岡山県	真庭市	○	○				○	○							○				○													○	お知らせ配付以外に、各報放送での呼びかけや、各学校・各教育局へポスターを掲示し、制度周知を図っている。
岡山県	美作市	○			○	○	○	○							○				○														
岡山県	浅口市	○	○	○			○	○							○						○												
岡山県	和気町						○	○							○				○									○	○				
岡山県	吉備中央町	○				○	○	○							○						○								○				
岡山県	青江町	○					○	○							○				○								○						
岡山県	矢掛町	○				○	○	○							○				○														
岡山県	新庄村										○	特段の周知はしていない。小・中学校の管理職、事務職員は制度について理解している。 人口が1000人に満たない小規模な自治体であるため、住民と学校、教育委員会との関係性は密であり、対象者がいる場合はきめ細やかな配慮を心掛けている。			○										○	認定を受けようとする者は、就学援助要支給申請書兼宮等専長を、当該学校を経由して教育委員会へ提出しなければならない。						○	特段の周知の工夫はないが、問い合わせがあった際には丁寧な回答を心掛けている。
岡山県	鏡野町			○		○	○		○						○						○								○				
岡山県	勝央町	○					○	○	○		○	町内放送					○	申請締め切りを設定し、期限内の申請のみ受付して年度当初から援助をしているが、 転入や年度途中の世帯状況の変化がある等の特別な理由がある場合は、臨時申請を受付けており認定月以降から援助		○															○	小中学校に在籍している家庭向に一斉配布と町内放送をしている。
岡山県	奈義町		○	○	○	○	○	○						○					○								○						
岡山県	西粟倉村						○	○							○				○														
岡山県	久米南町					○		○							○				○													○	保健師や福祉担当課、住民窓口担当課と連絡を取り合い、家庭情報の交換や共有を行っている。
岡山県	美咲町	○		○		○	○	○							○				○								○						
岡山県	吉備中央町						○	○						○					○											○			
岡山県	岡山県空港所・矢掛町中学校組合	○	○	○				○							○						○									○			

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校>ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などの費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそもだれ食べないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>(2)(1)のカの内容	<小学校>ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校>ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校>ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で説明会及び保護者に対して案内（説明会を配布（対面説明会など））	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>(6)(5)のコの内容	<小学校>(7)（4）でア. イ. ウ. エにO をした場合、（入学前支給の）1）開始時期2）申請期日3）7の場合）支給時期	<小学校>ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定日数が増えた、支給額に転換へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給と比べた）自治体独自の教育費負担部経減制度があるから	オ. その他	<小学校>(9)(8)のエ及びオの内容
20	26	23	2	1	0	2	0	0	23	0	0	2	0	0	0	0	1	3	8	10	1	9	9	5	5	4	9	2	0	1	3	3	0	1	1	2	0	0	0
岡山県	岡山市	○							○											○		○	○		○														
岡山県	倉敷市	○							○											○		○	○				○	○											
岡山県	津山市	○							○										○			○	○									○	就学時健康診断の通知に案内を同封して郵送							
岡山県	玉野市	○							○									○							○		○												
岡山県	笠岡市	○							○										○				○	○															
岡山県	井原市	○							○										○			○			○														
岡山県	総社市	○							○											○				○															
岡山県	高梁市	○							○											○				○		○													
岡山県	新見市	○							○								○													○									
岡山県	瀬野市	○							○											○		○	○			○													
岡山県	瀬戸内市	○							○											○		○	○				○	○											
岡山県	赤磐市	○							○									○				○	○		○														
岡山県	真庭市	○							○										○			○	○				○												
岡山県	美作市	○							○												○				○		○												
岡山県	浅口市	○							○										○					○															
岡山県	和気町	○							○										○								○												
岡山県	早島町	○							○									○									○												
岡山県	里庄町	○							○											○												○	就学時健康診断の結果と併せて送付する。							
岡山県	矢掛町	○							○										○													○	就学時健康診断の結果を通知する際に、案内と申請書を全員に配布している。							
岡山県	新庄村					○																																	
岡山県	鏡野町	○							○										○			○	○				○												
岡山県	勝央町	○							○											○				○		○													
岡山県	奈義町		○									○																											
岡山県	西粟倉村		○									○																						○	○				
岡山県	久米南町	○							○											○							○												
岡山県	美咲町	○							○											○						○													
岡山県	吉備中央町			○																														○		○			
岡山県	岡山県空港新・久米南町中学校組合					○																																	

都道府県	市町村名	<中学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童はその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象児がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<中学校> (2)(1)のカの内容	<中学校> ア. 令和4年度(令和4年度新入学分)以前	イ. 令和5年度(令和5年度新入学分)	ウ. 令和6年度(令和6年度新入学分)以降	エ. 未定	<中学校> ア. 4月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月(初年(入学式前)	<中学校> ア. 予算上の理由だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定院数が増える、事務量に伴う負担増などが不安なため	エ. 入学前支給と保育無償化部分の制度が重なるから	オ. その他	<中学校> (6)(5)のエ及びオの内容	5. 家計急変世帯の認定について(重複可能) (1)当てはまるもの1つに○ ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新たに認定基準等を設け、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 就学援助制度の適用により対応	オ. 新たに認定基準等を設けることを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他	(2)(1)のキの内容
20	28	24	2	1	0	1	0	0	24	0	0	2	0	0	0	0	1	3	8	11	1	1	1	2	0	0	0	7	1	15	0	2	1	2	2
岡山県	岡山市	○							○											○								○							
岡山県	倉敷市	○							○											○								○							
岡山県	津山市	○							○											○								○							
岡山県	玉野市	○							○									○												○					
岡山県	笠岡市	○							○										○									○							
岡山県	井原市	○							○										○											○					
岡山県	総社市	○							○											○										○					
岡山県	高梁市	○							○											○								○							
岡山県	新見市	○							○								○															○			
岡山県	瀬野市	○							○											○										○					
岡山県	瀬戸内市	○							○											○									○						
岡山県	赤磐市	○							○									○												○					
岡山県	真庭市	○							○										○											○					
岡山県	美作市	○							○												○													○	検討なし
岡山県	浅口市	○							○										○											○					
岡山県	和気町	○							○										○											○					
岡山県	早島町	○							○									○												○					
岡山県	里庄町	○							○											○														○	整備されておらず、現在検討も行っていない。
岡山県	矢掛町	○							○										○									○							
岡山県	新庄村					○																											○		
岡山県	鏡野町	○							○										○											○					
岡山県	勝央町	○							○											○										○					
岡山県	奈義町		○									○																		○					
岡山県	西粟倉村		○									○											○	○						○					
岡山県	久米南町	○							○											○										○					
岡山県	美咲町	○							○											○								○				○			
岡山県	吉備中央町			○																		○		○						○					
岡山県	岡山県空港新・久米南町中学校組合	○							○										○									○							

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる事業保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村就学援助基準額等に掛ける係数(倍率)		(6) (3)で千と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タ、チに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村税の非課税	ウ. 市区町村税の免除	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 市営住宅の家賃減免	キ. 保育所の保育料減免	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母子・父子・寡婦の減免	コ. 認定就学援助の減免	サ. 学校納付金の払い忘れ、給食費が払えない者に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活費の基準額が変わると自動的に金額が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活費の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(34万円)、1.5倍(45万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費に同じ生活保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。)(例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税者を除き最低限度額の10倍、15倍等)(係数および区分を(5)に記入してください。)	テ. その他	係数(倍率): 倍	係数(倍率): 倍			ア. 基準となる額(旧)を(認定基準に変更)	イ. 基準となる額(旧)を(認定基準を機械)	令和5年4月以降、生活保護基準に基づく基準額の認定基準により判定されるため、対応していない(事業保護費が増額の世帯は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく基準額の認定基準により再認定など)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるが、対応していない	エ. その他	内容	(4) (1)でイ、反映されない		令和4年度
20	28	24	24	23	22	22	26	4	4	10	11	3	4	3	14	7	5	8	0	8	20	0		1	1	11	1	0	0	0	0	11	11	
岡山県	岡山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3		失業等により世帯の収入が激減した場合、本年の給与と直近の賞与を1年分の収入として換算し、認定基準額を下回っていれば、認定としている。			○						平成25	4	20%未満
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		保護者の死亡、失業、長期療養、災害等により現在の収入額が前年より著しく減少すると認められる者			○						平成25	4	15%未満
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○				○				○		○				1.5					○							平成24	12	15%未満
岡山県	玉野市						○										○				1.3			倍率の係数1.5倍も設定		○						平成24	12	20%未満
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○											○			1.5													20%未満
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○											○			1.3													15%未満
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			市就学援助規則で規定する需要額を用いて判定している。											20%未満
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○									○					1.3				○		○							20%未満
岡山県	新見市															○					1.5					○							平成25	4	15%未満
岡山県	備前市															○					1.25					○							平成24	12	15%未満
岡山県	瀬戸内市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.2		特別な事由があり、教育委員会が認める場合			○						平成24	7	15%未満
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.3		民生委員・児童委員が事業保護の認定が必要と観とめる者			○						平成25	4	15%未満
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○											○			1.5													15%未満
岡山県	美作市	○	○	○	○	○	○								○					○			特別支援教育就学奨励費の需要額・収入額調書を利用											20%未満
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○							平成24	12	15%未満
岡山県	和気町						○											○			1.3													15%未満
岡山県	早島町	○	○	○	○		○			○					○			○			1.2													15%未満
岡山県	里庄町	○	○				○											○			1.3													15%未満
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○													○			その他経済的な理由によって、児童・生徒が就学困難となる特別な事情があること(民生委員の所見等により、援助が必要と認められるもの)											15%未満
岡山県	新庄村	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○																				0%未満
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○				○				○																			15%未満
岡山県	勝央町	○	○	○	○	○	○											○		○	1.3		遺族年金の受給や失業など特別な理由											10%未満
岡山県	奈義町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○																			15%未満
岡山県	西粟倉村	○	○	○	○	○	○								○					○			ケース カ、セには該当しないが、経済的な理由によって児童・生徒の就学が困難な者。											20%未満
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○									○					1.3					○							平成25	3	15%未満
岡山県	美咲町	○	○	○	○	○	○								○		○				1.3					○							H24	12	20%未満
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未満
岡山県	岡山県空港・外・矢掛町中学校組合	○	○	○	○	○	○											○			1.5													20%未満

7．令和5年度重要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	(1-1) 費目毎の設定										(1-2) 入学児童生徒学用品費等										(1-3) 通学費										(1-4) 修学旅行費										(5) 補足事項
		学用品費費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
20	20	23	0	0	9	9	9	15	15	2	5	20	0	0	8	8	8	18	18	0	0	10	9	9	0	0	0	1	1	0	8	26	8	8	16	16	16	2	2	0	3	12
岡山県	岡山市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	34,576								○			○	23,808	22,246					
岡山県	倉敷市	○			○	11,630	14,306					○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	34,035	32,695					学用品費には、通学用品費（小1除く）及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含めているため、支給平均額は学用品費の額へそれらを含めた年加額を記入していた。
岡山県	津山市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	16,818									
岡山県	玉野市	○			○	13,900	12,983				上限金額については1年生のみ11,630円	○						○	54,080			○	○	7,126									○	○	21,593									
岡山県	笠岡市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	36,000	26,432					通学用品費は第1学年を除く。 医療費は実績なし。
岡山県	井原市	○			○	11,630	11,052					○						○	54,080			○	○	0							実績なし（必要と認めた場合）	○	○	23,730									
岡山県	総社市	○			○	11,630	11,225					○			○	54,080	54,080					○	○	20,118								○			○	38,000	24,402				上限の金額については28年度支給額の最高額を基に設定。	通学用品費：1年生を除く 校外活動費（宿泊を伴うもの）について、H27年度支払い額の最高額を基に設定。 修学旅行費について、H28年度支払い額の最高額を基に設定。 オンライン学習通信費は令和5年度に新設。
岡山県	高梁市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							令和4年は実績なし	○			○	22,690	20,199					
岡山県	新見市	○								○		○						○	50,600													○			○	21,190	21,190					・学用品費と通学用品費について、「学用品費及び通学用品費」として支給している。支給額は小学校1年生1，420円で中学校2～6年生が13，650円である。 ・学校給食費について、保護者実費の65%を支給している。
岡山県	備前市	○						○	13,650			○						○	40,600			○	○	0							実績なし	○						○	21,490			学用品費と通学用品費を一定額にしています。また、1年生と2年生以上で金額が変わります。通学費は全額です。学校給食は、単価×実施回数の実費徴収です。
岡山県	瀬戸内市	○						○	13,900		※	○						○	54,080			○	○	0							※	○			○	22,690	20,827					・学用品費については、月ごとの一定額の支給で、1年生と2年生以降で額が異なる。 支給額の多い2年生以降を入力している。 （学用品費に通学用品費を足したった金額） ・通学費／医療費については実績なし。（遠距離通学補助金、こども医療費助成制度により支援があるため）
岡山県	赤磐市	○			○	15,500	14,983					○			○	54,080	54,080															○	○	24,189									医療費は単独なし
岡山県	真庭市	○			○	11,630	10,800					○			○	54,080	23,802					○	○	0							実績なし	○			○	22,690	21,491					
岡山県	美作市	○						○	13230※19500		※1年以外	○						○	54,080													○						○	22,690			
岡山県	浅口市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	30,000	30,000					支給平均額は令和5年度予算に計上した単価
岡山県	和気町	○						○	11,630			○						○	54,080			○						○	40,020			○	○	26,241									通学費について、設定されていますが実績は0円です。医療費について、和気町では乳児医療を優先していたため、実績はありません。
岡山県	吉備中央町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	26,772									
岡山県	奉還町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,577					
岡山県	矢掛町	○			○	11,630	11,188					○			○	54,080	41,295															○			○	22,690	22,690					医療費については、規則により交付対象としているが、小児医療制度により実績の見込みはない。 校外活動費（宿泊を伴うもの）はコロナの影響により実績がなかった。
岡山県	新庄村									○	教材費全額補助																															
岡山県	鏡野町	○						○	※		学用品費は、1年生は11,630円、その他学年は13,900円	○						○	54,080														○	○	※						5年生の平均は、13,447円、6年生の平均は20,096円	通学用品費は、学用品費に含んで支給
岡山県	勝央町	○			○	11,640	11,229					○			○	51,110	36,172															○	○	4,444								
岡山県	奈義町											○			○	51,110	51,110															○			○	21,890	16,693					
岡山県	西粟倉村	○						○	15,220			○						○	40,600													○			○	22,000	0					実績なし
岡山県	久米南町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	20,365					・通学用品費について、1年生には支給していない。 ・学校給食費については、1食単価250円で実績により支給している。
岡山県	美咲町	○						○	11,630			○			○	51,080	51,080															○			○	22,690	22,690					
岡山県	吉備中央町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○			○	7,080	7,080					
岡山県	岡山県空港所・矢掛町中学校組合																																									

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |